7 農 水 第 6 8 0 号 令和7年10月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東かがわ市長 上村 一郎

市町村名 (市町村コード)	東かがわ市		
	(372072)		
地域名 (地域内農業集落名)	湊、白鳥		
	(笠屋、東中村、西中村、下中村、成重、樋端、原、北原、中戸、谷、寺元、切抜、西下、 東下、田高田、湊上、道上、道下、西所、湊下、清水、東須賀、西須賀、寺町)		
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年10月20日	
		(第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

大規模農家も多く、米、麦、新規需要米など、土地利用型作物を多く作付けしている。しかし、山沿いの農地については山林・原野化が進んでおり、農業改良普及センターや土地改良区、農業協同組合等の関係機関と連携し、地域ぐるみで多様な担い手の育成・確保と、現状の担い手への継続的なサポートが必要である。また、老朽化したコンクリートの水路が多く、水回りへの影響が大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農産物価格の下落傾向の中、収益性の高い園芸作目の取組みと、消費マインドの高い作目への変更を行い、 ネット販売や消費者への直接販売など多様な販路確保についても推進していく。 大規模農家が多く集積しているが、今後は集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		205.9 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	205.9 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

一部を除いて条件の良い農地が多く、すでに山林化している農地以外については耕作し、保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	集団化している農地が多く、地図を活用して隣接農地を斡旋するなど集約化を進める。
	地域計画の目標地図に基づき、農地機構を通じて担い手等への農地の集積・集約化を行う。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	笠屋、東中村、西中村、下中村、成重、樋端、原、北原、中戸、谷地区で実施済み、実施予定なし。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	新規就農者など新たな中心経営体の育成とサポートに向けて、受け入れやすい環境づくりを、農業改良普及センターや土地改良区、農業協同組合等の関係機関の協力を得ながら地域ぐるみで進める。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	耕作者の減少・高齢化に伴い、管理が難しくなるような農地については活用していく。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】 ①山林との境界にはワイヤーメッシュをしている。湊川沿いはシラサギ等の被害があるため、爆竹等で対策を行う。 ⑦多面的直接支払事業など地域ぐるみの取組みを可能であれば進める。